

学 生 各 位

名桜大学長 山 里 勝 己
(公印省略)

令和元年度 授業料減免申請について（通知）

標記の件につきまして、経済的理由等により授業料の納付が困難な場合は、免除申請を行うことができます。免除額の決定については、家計を考慮し、予算の範囲内で行います。

つきましては、申請を希望する学生は、下記のとおり期間内に手続きを行なうよう通知します。

記

- 1 対 象 者：本学の学群・学部学生および大学院生で、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、原則として最短在学期間で卒業又は修了できる見込みがある者。但し、留学生は入学金および授業料が半額免除となることから対象から除く。また、派遣留学生(特別聴講学生)も対象から除く。
- 2 免 除 額：当該年度分の授業料の 全額、半額又は三分の一 を免除する。
- 3 申請期間：令和元年6月19日(水)～令和元年7月10日(水)
- 4 申請書類：(1) 授業料免除申請書(様式1) (申請書類は大学 HP でダウンロードして下さい)
(2) 収入に関する証明書(平成30年分) ※ 源泉徴収票は対象としない。
①市区町村発行の所得証明書(課税非課税証明書)
※ 自営業・個人事業主の場合は確定申告書の控え(第一表と第二表)
※ 同一世帯家族全員分(就学者を除く)の所得証明書
※ H30.1.2以降に就職・転職した場合は賞与を含む年収見込証明書。年収見込証明書が発行できない場合は、4月～6月分の給与明細の写し
(3) 同一世帯全員分の住民票謄本(単身赴任、別居の家族も含む)
高校生以上の就学者がいる場合、在学証明書を合わせて提出(在学の学校発行)
(4) 申請者本人名義の口座情報 (通帳のコピーを提出)
(5) 下表のように、その他事情に該当する場合それらを証明するもの(コピー可)

その他事情	証明書類
母子・父子世帯である場合	離別、死別の記載がある <u>戸籍謄本(住民票では判別不可)</u>
家計支持者死亡(半年以内)の場合	死亡診断書
家計支持者失業の場合	雇用保険受給資格者証、離職証明書、退職証明書など
主たる家計支持者が別居している世帯である場合	単身赴任等で別居している場合、別居による住居や光熱費等の直近6か月分の領収書、給与明細書など
生活保護世帯である場合	生活保護受給証明書
長期療養を要する人がいる場合	診断書・直近6か月分の領収書など
障害のある人がいる世帯の場合	障害者手帳
震災、風水害、火災その他の災害の被害を受けた世帯の場合(半年以内)	罹災証明書

- 5 そ の 他：申請書類は、本審査の参考とする目的以外には使用することはありません。
- 6 申請書類提出先、お問合せ先：学生部学生課・学生サポート係 (多目的ホール2F)

TEL：0980-51-1057 / FAX：0980-51-1124